

パブリックコメント募集内容

「会津若松市国民保護計画 修正案」へのご意見を募集します ～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、市内にいるすべての人の生命、身体、財産などを守るため、平素からの備えや予防、復旧、警報の伝達、避難の指示、誘導及び救援など国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するために必要な事項を定めた計画です。

今回、国民の保護に関する基本指針や県の国民の保護に関する計画との整合性及び市の行政機構の修正等を反映するため、会津若松市国民保護計画を見直すものです。

計画修正案について皆さんのご意見をお寄せください。

■ 公表・意見募集期間

令和7年7月14日（月）～ 令和7年8月13日（水） ※最終日 17時必着

■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する方が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に通勤、通学する方
- ③ 市の区域内で活動する個人または団体

■ 意見の提出方法

- ・ 所定の様式（閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード）を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を記入し、危機管理課までお持ちになるか、電子メール、ファクス、郵送により危機管理課まで提出してください。
- ・ 住所または所在地が会津若松市以外の方は、上記の②または③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。

※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※ 匿名や電話での意見の提出は受付できません。

※ 提出していただいた書面はお返ししません。

※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承ください。

※ お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名などの個人情報が公表されることはありません。

■ 意見の提出先

- ・持 参 市役所本庁舎4階 危機管理課
(土・日曜日、祝日を除く、8時30分から17時まで)
- ・電子メール bosaianzen@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- ・ファックス 0242-26-6435 (危機管理課直通)
- ・郵 送 〒965-8601 東栄町3番46号 危機管理課 宛

■ 閲覧場所

素案の内容は会津若松市ホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

※会津若松市ホームページ <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	危機管理課（本庁舎4階）	月～金曜日 8時30分～17時（祝日を除く）
2	市政情報コーナー （本庁舎1階 市民ホール北側）	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所	//
10	河東支所	//
11	生涯学習総合センター（會津稽古堂）	毎日 9時～17時（休館日を除く）

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 危機管理課

電話：0242-39-1227（直通）